



厚生労働省奈良労働局発表
平成28年2月29日

担 当	奈良労働局労働基準部
	監督課
	課長 神田 将伸
	監察監督官 木村 聖 電話 0742-32-0204

平成27年11月に実施した長時間労働に係る監督の結果 ～重点監督を実施した事業場の6割以上の事業者に違反を認める～

奈良労働局（局長 吉野彰一）では、平成27年11月に、「過重労働解消キャンペーン」の一環として奈良労働局管内の労働基準監督署による集中的な監督指導を実施した結果について取りまとめましたので、その結果を公表します。

61事業場に対し監督指導を実施した結果、6割以上にあたる38の事業者に違反を認め、行政指導を実施しました。

奈良労働局では、今後も継続して長時間労働を行う事業場に対して監督指導を実施していきます。

監督指導結果の概要

(1) 監督実施現場

61事業場

(2) 違反の状況

38事業場（全体の62.3%）において、法違反が認められた。

(3) 主な違反の内容

労働時間に関する法違反・・・・・・・・・・27事業場

うち、時間外労働1の実績が最も長い労働者の時間数が

月100時間を超えるもの：10事業場（37.0%）

月80時間を超え100時間以下のもの：2事業場（7.4%）

月80時間未満のもの：15事業場（55.6%）

賃金不払残業に関する法違反・・・・・・・・・・7事業場

健康障害防止に関する法違反・・・・・・・・・・1事業場

監督指導事例は別紙参照

1 法定労働時間を超える労働のほか、法定休日における労働も含む。

監督指導事例

事例1 食料品製造業

平成27年3月から36協定を締結していなかったにも関わらず最長月144時間の時間外労働を行わせていた。

監督署の対応

労基法第32条（労働時間）違反を是正勧告、及び時間外労働の更なる削減、医師の面接指導の体制確立を行うよう文書指導を行った。

事例2 金属製家具製造業

時間外及び深夜労働の割増賃金名目の支払が無く、職務手当を考慮しても割増賃金が不足していた。

監督署の対応

労基法第37条（割増賃金）違反を是正勧告し、割増賃金の適正な支払いを求めるとともに、職務手当の支給基準について就業規則に明記するよう指導票で改善を指導した。

事例3 一般飲食店

1 最長月118時間の時間外労働を行わせ、36協定の限度時間（月100時間）超えが認められた。また、特別条項の適用において、労使の協議の手続が取られていなかった。

監督署の対応

労基法第32条（労働時間）違反を是正勧告し、指導票で労使の協議の手続を適正に行うよう指導、さらに時間外労働の削減と医師の面接指導を実施するよう文書指導を行った。

2 賃金控除協定なしで、賃金の控除が行われていた。

監督署の対応

労基法第24条（賃金の支払）違反を是正勧告し、賃金の控除が適正に行われるよう行政指導を行った。

労働基準法

第 32 条 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。

使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない。

第 37 条 使用者が、第三十三条又は前条第一項の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常労働時間又は労働日の賃金の計算額の二割五分以上五割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。ただし、当該延長して労働させた時間が一箇月について六十時間を超えた場合においては、その超えた時間の労働については、通常労働時間の賃金の計算額の五割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

前項の政令は、労働者の福祉、時間外又は休日の労働の動向その他の事情を考慮して定めるものとする。

使用者が、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、第一項ただし書の規定により割増賃金を支払うべき労働者に対して、当該割増賃金の支払に代えて、通常労働時間の賃金が支払われる休暇（第三十九条の規定による有給休暇を除く。）を厚生労働省令で定めるところにより与えることを定めた場合において、当該労働者が当該休暇を取得したときは、当該労働者の同項ただし書に規定する時間を超えた時間の労働のうち当該取得した休暇に対応するものとして厚生労働省令で定める時間の労働については、同項ただし書の規定による割増賃金を支払うことを要しない。

使用者が、午後十時から午前五時まで（厚生労働大臣が

必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時まで)の間において労働させた場合においては、その時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の二割五分以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

第一項及び前項の割増賃金の基礎となる賃金には、家族手当、通勤手当その他厚生労働省令で定める賃金は算入しない。

第 24 条 賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。ただし、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のもので支払い、また、法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。

賃金は、毎月一回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。ただし、臨時に支払われる賃金、賞与その他これに準ずるもので厚生労働省令で定める賃金（第八十九条において「臨時の賃金等」という。）については、この限りでない。

労働基準監督官の主な仕事

臨検監督

労働基準法、労働安全衛生法などの法律に基づいて、定期的にあるいは働く人からの申告・相談などを契機として、工場や事務所などに立ち入り、機械・設備や帳簿などを検査して関係労働者の労働条件について調査を行います。

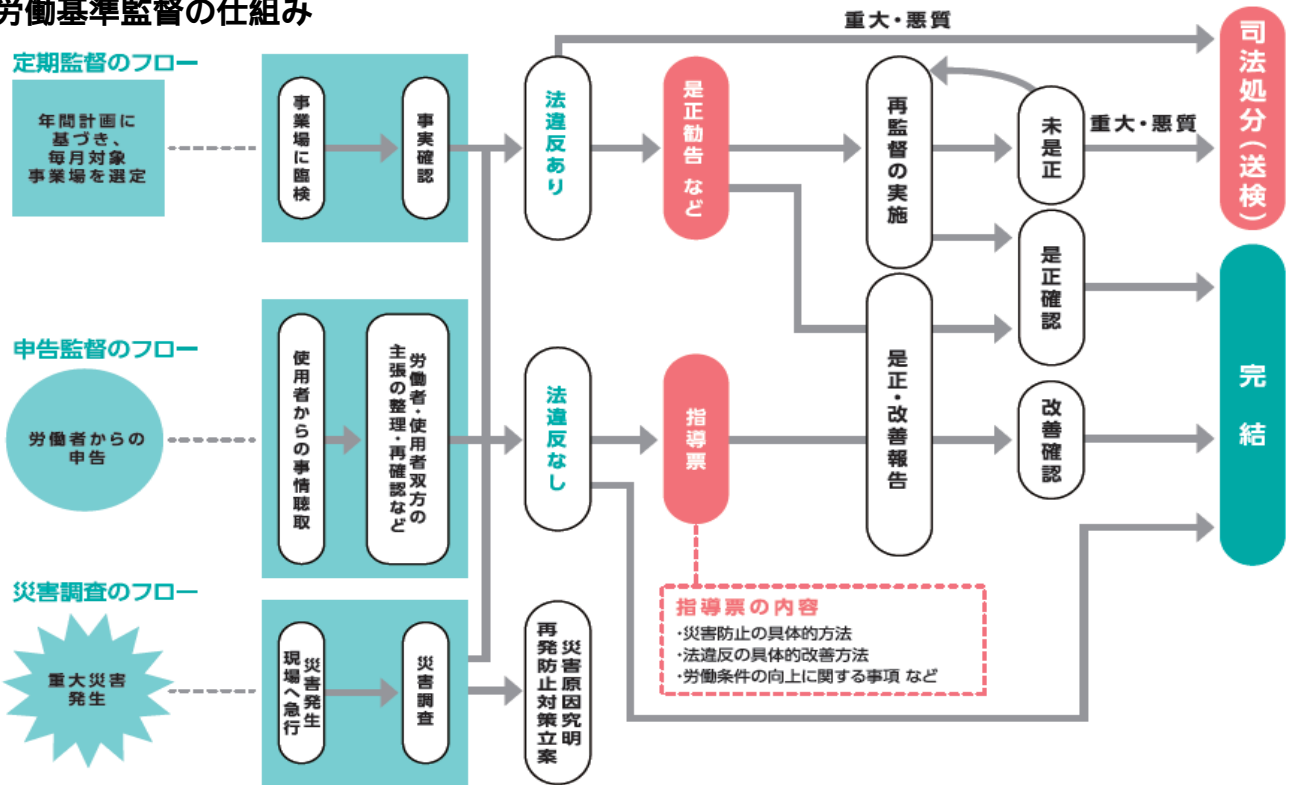
法律違反が認められた場合には事業主などに対し、その改善を指導するほか、危険性の高い機械・設備などについてはその場で使用停止などを命ずる行政処分を行います。

司法警察事務

労働基準法、労働安全衛生法などには罰則が設けられています。

事業主などがこれらの法律に違反し、度重なる指導にもかかわらず是正を行わない場合など重大または悪質な事案について、労働基準監督官は刑事訴訟法に基づき、特別司法警察員として取調べなどの任意捜査や捜索・差押、逮捕などの強制捜査を行い、検察庁に送検します。

労働基準監督の仕組み



平成28年度労働基準監督官採用試験2016

【試験要綱】

インターネット 受付期間 平成28年 **4/1** (金) 9:00～ **4/13** (水) 受信有効
 インターネット申込用受験案内アドレス【http://www.jinji.go.jp/saiyo/siken/jyukennannnai/jyukennannnai_rouki.pdf】
 インターネット申込専用アドレス【<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>】
インターネット申込みができない環境にある場合は、都道府県労働局に電話連絡してください。郵送又は持参の受付期間は、4月1日(金)～4月4日(月)です。(4月4日(月)までの通信日付印有効。受付期間が短いので注意してください。)

第1次試験 平成28年 **5/29** (日) 9:05 (受付開始) 9:35 (試験開始) -18:05 (試験終了)
 【第1次試験合格者発表日】平成28年6月28日(火)9:00

第2次試験 平成28年 **7/13** (水) **14** (木) **15** (金) 第1次試験合格通知書で指定する日時
 【最終合格者発表日】平成28年8月22日(月)9:00

【受験資格】 ●昭和61年4月2日～平成7年4月1日生まれの人
 ●平成7年4月2日以降生まれの人で次に掲げるもの
 ①大学を卒業した者および平成29年3月までに大学を卒業する見込みの者
 ②人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める者
【試験の程度】 大学卒業程度
【採用予定人数】 ●労働基準監督A(法文系) 約160名
 ●労働基準監督B(理工系) 約40名